

改正 平成30年3月31日告示第71号
令和3年3月31日告示第75号
令和3年3月31日告示第85号
令和5年4月1日告示第108号
令和6年3月28日告示第55号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内企業の雇用拡大を図るためUターン者及びI・Jターン者（以下「Uターン者等」という。）の市内への定住を促進するとともに、市内での就業機会の拡大を図るため、市内の民間賃貸住宅に居住するUターン者等に対して、予算の範囲内において家賃の一部を補助することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) Uターン者 本市出身者で、本市に転入し、新たに市内法人等に正社員として就職したもの又は市内法人等に正社員として就職し、新たに本市に転入したもの（当該転入をした日又は当該就職をした日のいずれか早い日から申請日までの期間が1年以内のものに限る。）をいう。
- (2) I・Jターン者 市外出身者で、本市に転入し、新たに市内法人等に正社員として就職したもの又は市内法人等に正社員として就職し、新たに本市に転入したもの（当該転入をした日又は就職をした日のいずれか早い日から申請日までの期間が1年以内のものに限る。）をいう。
- (3) 市内法人等 市内に本店若しくは支店を有する法人又は事業所（官公庁を除く。）をいう。
- (4) 民間賃貸住宅 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第2条第3項に規定する賃貸住宅をいう。
- (5) 家賃 民間賃貸住宅に係る賃貸借契約に定められた賃貸料の月額（共益費、駐車場使用料その他住宅の賃貸料と認められないものを除く。）をいう。
- (6) 住宅手当 事業主が従業員に対して支給し、又は負担する民間賃貸住宅に係る手当等の月額をいう。
- (7) 実質家賃負担額 家賃から住宅手当を差し引いた額をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、本市に居住し、及び住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本市の住民基本台帳に記載されている者のうち、次の各号に掲げる全ての要件を満たすUターン者等とする。

- (1) Uターン者等の就業場所が市内であること。
 - (2) 平成27年4月1日以降に、自己の居住の用に供するため、補助対象者と賃貸人との間で民間賃貸住宅（Uターン者等の世帯に属する者の2親等以内の親族が所有し、又は管理しているものを除く。）に係る賃貸借契約を締結した者であって、現に当該住宅に居住していること。
 - (3) Uターン者等の世帯に属する者の前年の総収入額が600万円以下又は総所得額が426万円以下であること。この場合において、前年に収入のある者が2以上属する世帯であるときは、主たる収入者の前年の総収入額又は総所得額に、主たる収入者以外の者の前年の総収入額又は総所得額に2分の1を乗じて得た額を加算した額を当該世帯の総収入額又は総所得額とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者の対象外とする。
- (1) 公的制度による家賃等に対する補助を受けている者と同一世帯に属する者
 - (2) この要綱に基づく補助を受けたことがある者と同一世帯に属する者
 - (3) 同一世帯に属する者が市税を滞納している者
 - (4) 家賃を滞納している者
 - (5) 淡路市暴力団排除条例（平成25年淡路市条例第9号。（以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員に該当する者

- (6) 条例第2条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当する者
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が適切でないとする者
- (補助金の交付申請)

第4条 前条の補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、淡路市Uターン等促進家賃補助金受給資格認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の属する世帯全員の住民票の写し（世帯主・続柄記載分）
- (2) 戸籍謄本
- (3) 市税に滞納がないことを証する書類
- (4) 申請者の属する世帯全員の直近の市県民税課税（所得）証明書（所得を有する者に限る。）
- (5) 民間賃貸住宅に係る賃貸借契約書の写し
- (6) 淡路市Uターン等促進家賃補助金口座振替申出書（様式第2号）
- (7) 住宅手当支給証明書（様式第3号）
- (8) 家賃内訳証明書（様式第4号）（家賃の内訳が明確でない場合に限る。）
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要とする書類

2 前項の規定は、第7条第3項本文に規定する交付期間における次年度以後の交付申請について準用する。この場合における交付申請書の提出は、毎年7月末日までに行わなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、淡路市Uターン等促進家賃補助金交付決定（却下）通知書（様式第5号）により速やかに当該申請者に通知するものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、家賃の月額が5万円未満の場合は、月額5,000円とし、家賃の月額が5万円以上の場合は、月額1万円とする。ただし、実質家賃負担額が補助金の額に満たないときは、当該実質家賃負担額に相当する額を補助金の額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(補助金の交付)

第7条 第5条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）が補助金の交付を受けようとするときは、淡路市Uターン等促進家賃補助金請求書（様式第6号）に家賃領収書の写しその他の家賃を支払ったことを証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の請求は、年1回とする。ただし、市長が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。

3 補助金の交付期間は、交付決定をした日の属する月から3年間とする。ただし、交付決定者が次条に定める要件に該当するときは、当該日の属する月の前月までとする。

4 補助金の交付は、交付決定をした日の属する年度の翌年度の5月とし、口座振込の方法により交付する。ただし、市長が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。

(補助金の打ち切り)

第8条 市長は、交付決定者が第3条に定める交付対象となる者の要件を満たさなくなったときは、当該補助金の交付を打ち切るものとする。

(書類提出の義務)

第9条 交付決定者は、前条に定める事由が生じたときは、速やかにその旨を淡路市Uターン等促進家賃補助金資格喪失届（様式第7号）により市長に届け出なければならない。

2 交付決定者は、交付申請の内容に変更が生じたときは、速やかにその旨を淡路市Uターン等促進家賃補助金内容変更届（様式第8号）に当該変更内容を証する書類を添えて、市長に届け出なければならない。

3 市長が特に必要と認めるときは、Uターン者等の世帯の現状等について交付決定者に報告を求めることができる。

(交付決定の変更)

第10条 市長は、前条第1項及び第2項の届出があった場合において、交付決定の内容を変更すると

きは、速やかに淡路市Uターン等促進家賃補助金変更決定通知書（様式第9号）により当該交付決定者に通知するものとする。

（交付決定の取消し等）

第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

（1） 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

（2） この要綱その他関係法令に違反したとき。

（3） 前2号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不相当であると認めたととき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、淡路市Uターン等促進家賃補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により当該交付決定者に通知するものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前の交付決定者に対するこの告示の規定は、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

附 則（平成30年3月31日告示第71号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日告示第75号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月31日告示第85号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年4月1日告示第108号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月28日告示第55号）

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

淡路市Uターン等促進家賃補助金受給資格認定申請書

年 月 日

淡路市長 様

郵便番号

住 所

氏 名（自署）

電話番号

淡路市Uターン等促進家賃補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて家賃補助受給資格の認定を申請します。

また、淡路市暴力団排除条例（平成25年淡路市条例第9号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当しないことを誓約します。

住 所			
氏 名		生年月日	年 月 日
職 業		勤務先	名 称 所在地
就職日	年 月 日		

（就職先の証明）

上記の申請者は、当社に正社員として勤務する者であり、かつ、上記記入内容が事実と相違ないことを証明します。

年 月 日

所在地

名 称

代表者

印

関係書類

- (1) 世帯全員の住民票の写し（世帯主・続柄記載分）
- (2) 戸籍謄本
- (3) 市税に滞納がないことを証する書類
- (4) 世帯全員の直近の市県民税課税（所得）証明書（所得を有する者に限る。）
- (5) 民間賃貸住宅に係る賃貸借契約書の写し
- (6) 淡路市Uターン等促進家賃補助金口座振替申出書（様式第2号）
- (7) 住宅手当支給証明書（様式第3号）
- (8) 家賃内訳証明書（様式第4号）（契約書で家賃の内訳が明確でない場合に限る。）
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第2号（第4条関係）

淡路市Uターン等促進家賃補助金口座振替申出書

年 月 日

淡路市長 様

住 所

氏 名

淡路市Uターン等促進家賃補助金の口座振込先について、下記のとおり申し出します。

記

金融機関	銀行 金庫 信用組合 農業協同組合							本店 支店
預金種目	1 普通	2 当座	3 その他（ ）					
口座番号								
ふりがな								
口座名義人								

住宅手当支給証明書

年 月 日

淡路市長 様

事業主

所在地

名称

氏名

印

担当部課名

電話番号

次の者の住宅手当支給状況を下記のとおり証明します。

記

1 対象者

住所	
氏名	

2 住宅手当支給状況

(1) 支給している。

(2) 支給していない。

〔 支給開始期間 年 月～ 年 月 〕
〔 住居手当の月額 円 〕

備考

1 住宅手当とは、賃貸住宅に関して事業主が従業員に対して支給し、又は負担するすべての手当等の月額です。

2 住宅手当支給状況については、(1)又は(2)のいずれかに○印を付けてください。

なお、(1)に○印を付けた場合は、支給開始期間住宅手当の月額を記入してください。

様式第4号（第4条関係）

家賃内訳証明書

年 月 日

淡路市長 様

貸 主

住 所

名 称

氏 名

印

次の者の家賃等の内訳について、下記のとおり証明します。

記

1 借 主

建物名称

号室

氏 名

2 家賃等の内訳

内 訳	証明年月／ 年 月						
住宅部分の家賃額							円
共益費・管理費等							円
支払合計額							円

備考

共益費、管理費等が0円の場合は、必ず0円を記入してください。

様式第5号（第5条関係）

淡路市Uターン等促進家賃補助金交付決定（却下）通知書

第 号
年 月 日

様

淡路市長 印

年 月 日付けで申請のありました家賃補助の交付について、下記のとおり決定（却下）しましたので通知します。

記

- 1 資格認定 認定します。
認定しません。
(理由) ()
- 2 補助金額 月額 円
- 3 補助期間 年 月分から 年 月分まで

様式第6号（第7条関係）

淡路市Uターン等促進家賃補助金請求書

年 月 日

淡路市長 様

住 所

氏 名

印

電話番号

淡路市Uターン等促進家賃補助金交付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり家賃補助金を請求します。

記

- 1 請求額 金 円
 (月額 円)
- 2 請求期間 年 月分から 年 月分まで
- 3 添付書類 家賃支払領収書の写し又は家賃支払証明書

様式第7号（第9条関係）

淡路市Uターン等促進家賃補助金資格喪失届

年 月 日

淡路市長 様

住 所

氏 名

電話番号

年 月 日付け第 号で交付決定の内容について、下記のとおり資格喪失事由が生じたので、淡路市Uターン等促進家賃補助金交付要綱第9条第1項の規定により届け出ます。

記

1 資格喪失事由

- (1) 死亡した（氏名 ）
- (2) 転出した
- (3) その他（ ）

2 資格喪失年月日 年 月 日

様式第8号（第9条関係）

淡路市Uターン等促進家賃補助金内容変更届

年 月 日

淡路市長 様

住 所

氏 名

電話番号

年 月 日付け第 号で交付決定の内容について、下記のとおり変更が生じたので、淡路市Uターン等促進家賃補助金交付要綱第9条第2項の規定により届け出ます。

記

1 変更内容

変更後：
変更前：

2 変更年月日 年 月 日

様式第9号（第10条関係）

淡路市Uターン等促進家賃補助金変更決定通知書

第 号
年 月 日

様

淡路市長 印

年 月 日付けで申請のありました交付決定の内容の変更について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 変更内容

変更後：
変更前：

2 変更年月日 年 月 日

様式第 10 号 (第 11 条関係)

淡路市Uターン等促進家賃補助金交付決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

淡路市長 印

年 月 日付け第 号で交付決定した事項について、下記のとおり取り消したので通知します。

記

1 取消しの理由

2 取消年月日 年 月 日